

会館使用規則

大原北町会

1. 本会館は、大原北町会の会館です。
2. 町会員は、誰でも会館を使用することができます。
また、地域住民（世田谷区民）がコミュニティ施設として使用する時には、大原北町会会員が責任者となり、申し込む場合に限りお貸しします。
会館は、葬祭に使用できます。 別途ご相談下さい。
3. 使用する時には、指定された日時・場所に「会館使用申込書」を提出し、使用料を前納して下さい。
4. 使用に際しては、次の項目を厳守願います。
 - ① ご近隣に迷惑をかけること
 - ② ゴミは、必ず持ち帰ること
 - ③ 冷蔵庫は使用しないこと
 - ④ トイレは、清潔に使用すること
 - ⑤ 会館は全域禁煙とします
5. 使用する時持ち込んだ物品は、全部持ち帰って下さい。
物品を会館内に放置することは、厳禁します。
万一、会館内や冷蔵庫内に放置物があったときには、予告をせずに直ちに処分します。
6. 備品（机・座布団・茶碗など）を使用したときは、元通りに片付けて下さい。
器物を破損したときは、弁償していただきます。
7. 会館使用に起因して発生した事故については、使用者内で解決願います。
当町会は、一切の責任を負いません。
8. 会館使用後は、電気・水道・ガスなどのスイッチ・栓類をキチンと閉める。
特に、“火の始末”と“戸締り”は確実に行ってから退出して下さい。

◎ 以上の規則を守られない方は、次回からの使用をお断わりします。

会館使用料金(光熱費他)

時間	場所	大広間	和室
午前 9時30分 ~ 12時30分		1500円	1000円
午後 1時 ~ 4時30分		2300円	1500円
午前 9時30分~午後4時30分		3800円	2500円

◎ 町会が緊急に使用する必要が生じた時は、予約の変更をしていただくことがあります。
あらかじめご承知願います。

※使用申込方法

- (1) 申込受付場所 町会会館
- (2) 申込日時(基本) 前月の第2月曜日午後6時から7時まで(厳守下さい)
- (3) 申込先 大原北町会
- (4) 申込用紙 所定の「会館使用申込書」を使用のこと

※担当責任者 総務部部長 塚越 茂 住所:大原1-50-7 電話:(3469) 2660
厚生部部長 犬山 暉子 住所:大原1-35-16 電話:(3460) 2025

(2017/4/16改) 以上

会館使用申込書

(申込書は1ヶ月に1回必ず提出して下さい)

下記により、大原北町会会館の使用を申し込みます。

尚、使用に際しましては「会館使用規則」を遵守します。

平成 年 月 日

記

1. 申込者	氏名:
住所:大原1-	電話:03()
2. 使用者氏名(又は団体名・代表者氏名)	人数:約 人
3. 使用目的	(台所を使用する・しない) (湯沸しポットを使用する・しない)
4. 使用日時:平成 年	
① 月 日 (曜日)	② 月 日 (曜日)
午前・午後	午前・午後
③ 月 日 (曜日)	④ 月 日 (曜日)
午前・午後	午前・午後
注) 午前は9時30分~12時30分、午後は1時~4時30分	
5. 使用場所	大広間 ・ 和室
◎ 駐車場はありません。 門内への駐車は厳禁します。	

注) ① 必要個所を○で囲んで下さい。

② 入口の鍵は、オートロック方式となっています。申込時に担当責任者より暗証番号を聞いてご使用下さい。

③ 急な申込みの場合には、使用予定表に代表者等記載し下記にご連絡ください。

塚越総務部長: 住所:大原1-50-7 電話:(3469) 2660

大原北町会 殿